

令和6年第3回北上市教育委員会臨時会

1 日 時 令和6年3月4日(月) 午前9時30分

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	平賀 英和
学校教育課課長補佐	中村 隆一

6 議事の概要

付議された次の議案2件が原案のとおり可決、承認された。

議案第4号 北上市立小中学校長の人事について

議案第5号 北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前 9 時30分)

教育長

それでは、ただいまから令和 6 年第 3 回北上市教育委員会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席者は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第 1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第 2 議事に入ります。

議案第 4 号「北上市立小中学校長の人事について」を議題といたしますが、提案の前にお諮りいたします。

これから上程になります議案第 4 号は人事に係ることでありますので、北上市教育委員会会議規則第 9 条の規定により秘密会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は秘密会で進めて参ります。

それでは議案第 4 号について、議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第 4 号北上市立小中学校長の人事について、提案の理由を申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日付け定期人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条第 2 項の規定により、岩手県教

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次の議案からは、北上市教育委員会会議規則第8条の規定により公開といたします。

次に、議案第5号「北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第5号北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

職員が公用車を使用する際の手続きの一部を電子手続きに変更し、業務の効率化を図るため、公用車運行管理規程の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

同規程は、職員が公用車を使用する上での規定となり、これまで紙媒体で管理していたものを電子システム上にて管理するものとなります。

全庁的な対応に併せて、教育委員会部局においても実施しようとするものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可
決することに決定いたしました。

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前9時40分)

議録作成者 教育長 平 野 憲

令和6年3月4日